

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用）</u></p> <p><u>第14条 行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）の規定は、法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、法第23条第1項の規定による届出、法第25条第4項の規定による提出、同条第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、法第29条の規定による提出、法第30条の規定による閲覧、法第31条第3項の規定による提出、法第34条第4項の規定による提出、法第43条第4項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による交付、法第44条第2項（法第51条第5項、第58条第2項（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第49条第1項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。））、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び法第49条第4項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第52条第2項（法第62条において</u></p>

準用する場合を含む。）の規定による提出、法第53条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第55条第1項及び第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第1号中「条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「企業管理規程」という。））」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用）

第14条 [略]

（補則）

第15条 [略]

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用）

第15条 [略]

（補則）

第16条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。